

温暖化物質の排出抑制に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号。以下「条例」という。）第121条の規定に基づき、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出抑制に関する指針を次のように定め、平成22年4月1日から適用し、温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成12年川崎市告示第610号）は、同日から廃止する。

平成22年3月24日

川崎市長 阿部 孝夫

事業者は、条例第121条に規定する温暖化物質の排出抑制に係る取組を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるところにより実施するものとする。

1 燃焼の合理化

- (1) 燃焼を行う設備には、負荷状態に応じた最適な燃料供給量及び空気量調整ができるバーナー等の燃焼設備、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できる通風設備、熱効率を高める機能を備えた設備を採用すること。
- (2) 最適な空気比の設定による燃焼を行うこと。
- (3) 燃焼を行う設備について燃料等の供給量の把握、燃焼状態の把握及び燃焼設備の点検等を定期的に行い、必要な設備の改善を行うこと。

2 熱損失の防止

- (1) ボイラー等の伝熱面その他の伝熱に係る部分は、定期的にはばいじんその他の付着物を除去し、伝熱性能の低下を防止すること。
- (2) 熱媒体等の配管その他の設備及び加熱等を行う設備（以下「熱利用設備」という。）は、適切な断熱材を用いて断熱化の措置を講ずること。また、断熱のための措置を講じた部分は、放散による熱の損失を防止するよう定期的に保守及び点検を行うこと。
- (3) 熱利用設備は、熱媒体の漏えいを防止するよう定期的に保守及び点検を行うこと。

3 廃熱の回収

- (1) 燃焼廃熱の回収利用を行うこと。
- (2) 廃熱の回収利用のための熱交換器、廃熱ボイラー等は、定期的に伝熱面等の汚れの除去、熱媒体の漏えい部分の補修等を行い、廃熱回収及び廃熱利用の効率を維持すること。
- (3) 熱電併給施設（コージェネレーションシステム）を採用すること。

4 設備の合理的使用

- (1) 設備導入に当たっては、事業所の施設の配置、熱利用目的、利用時間等を総合的に勘案し、最も効率的な熱利用システムとすること。
- (2) 事業所全体のエネルギー使用状況の的確な把握を行い、効率的なエネルギーの活用を行うこと。

5 温暖化物質の排出量の少ない燃料の使用

都市ガス、液化石油ガス及び灯油への燃料転換を進めること。

6 自然（太陽）エネルギーの利用

太陽光発電及び太陽熱利用を導入すること。

7 低公害・低燃費車の使用

天然ガス車、電気自動車、最新規制適合車等の低公害車及び燃料の消費効率の良い低燃費車を積極的に使用すること。

8 緑化の推進

二酸化炭素を吸収・固定する植物の育成及び緑化を進めること。

9 その他

この指針に定めのない事項については、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第8条第1項の規定に基づく事業活動地球温暖化対策指針（平成22年川崎市公告101号）の例によること。